

江南市 工場緑化ガイドライン

令和3年6月

江南市 経済環境部商工観光課

目次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの考え方	2
3	工場緑化ガイドライン	3
4	ガイドラインに関する手続き	5
5	参考資料	12

・江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

1 はじめに

江南市では、雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図るために企業誘致を推進していくこととし、平成28年3月には、その取り組みの方針として、「江南市企業誘致等基本方針」（令和2年10月改訂）を策定いたしました。

この基本方針に基づく取り組みの1つとして、平成28年4月から、工場立地法に基づく緑地面積率の緩和を規定する「江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成29年4月1日一部改正）を施行しました。これにより、企業が設備投資をしやすい環境を整え、既存の市内企業の流出防止や、新たな市外企業の誘致を促進していきたいと考えているところです。

一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響緩和などの機能を持つほか、緑豊かで整然とした工場の外観は、企業イメージの向上にもつながることから、緑地面積率の緩和によりこれらの緑地機能が低下することは防止しなければいけません。

こうした状況を踏まえ、緑地面積率を緩和する一方で、「工場緑化ガイドライン」を制定し、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた、質の高い工場緑化を推進していきたいと考えております。企業の皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

令和2年10月

江南市経済環境部商工観光課

2 ガイドラインの考え方

「江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」（以下「条例」という。）の制定により緑地面積率等が下記のとおり緩和されることで、市内で操業中の工場においては、建て替えや増設の際に工場内の緑地面積が減少するケースが想定されます。また、今後新たに市内に立地する工場においては、設置が必要となる緑地の面積がこれまでより少なくなることで、緑地の配置計画次第では、緑地が持つ機能が十分に発揮されないおそれもあります。

このガイドラインは、こうした状況を踏まえ、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防止し、緑地の配置や景観、環境保全の視点から、より質の高い緑地形成の方針を示すものです。

◎条例による緩和の内容

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
工業地域 ・ 市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以下
【参考】緩和前	20%以上	25%以上	25%以下

【参考】用語の定義

○環境施設・・・

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの。（例：緑地、噴水、広場、屋内運動施設など）

○重複緑地・・・

その他の用途施設と重複した緑地。（例：屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など）

○重複緑地算入率・・・

緑地面積に算入できる重複緑地の割合。

《対象者》

本ガイドラインが対象とするのは、市内で操業する「特定工場（※）」のうち、条例で緑地面積率を緩和する区域に規定されている【工業地域】および【市街化調整区域】に立地するものとします。

※特定工場・・・工場立地法に規定された、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業等にかかる工場または事業所。

3 工場緑化ガイドライン

ガイドラインの考え方に従い、質の高い工場緑化を行っていただくため、工場立地法及び市の条例で示す基準の他、以下の事項に則って緑地を整備してください。

(1) 緑地の質的向上を図るため、次の2点を最低限のルールとします。

- ①緑地面積には芝なども含まれますが、高木・低木で構成する樹林地と芝だけの緑地とでは、地域環境への貢献度に大きな差があります。
このため、条例に基づいて整備する緑地の1/2以上の面積を樹林地（樹木による緑地）として整備するようにしてください。
- ②環境施設（緑地以外）の新設は必要最小限とし、緑地の設置を優先してください。

- 樹林地の面積が、敷地面積に条例第3条で定める緑地面積率を乗じて得た緑地面積の1/2（敷地面積×緑地面積率×1/2、以下「最低樹林地面積」という。）に達した場合には、それ以上樹林地を整備する必要はありません。
- 樹林地を減少させる場合は、最低樹林地面積を下回らないようにしてください。また、樹林地の面積が最低樹林地面積に達していない場合には、樹林地を減らさないようにしてください。最低樹林地面積に達していない場合に樹林地を撤去する必要がある場合は、樹林地を他の場所へ移設してください。
- 整備した緑地については、適切な維持管理に努めてください。

(2) 緑地等の面積については、原則として水平投影面積（土地や建物を真上から見たときの面積）により測定しますが、こうした面的な緑地の確保と同時に量的、質的な確保も重要と考えます。

このような視点から、緑の容積を示す「**緑積**」と、見える範囲の緑の状態を示す「**緑視率**」が高い緑地を整備するよう努めてください。

※例としては、敷地周辺における高木の植栽や、壁面緑化、大型プランターの設置などが挙げられます。

■緑 積

緑の容積のことをいいます。環境阻害要因に対するバッファの役割を期待する場合等に緑積の大きさが重要な意味をもちます。

■緑視率

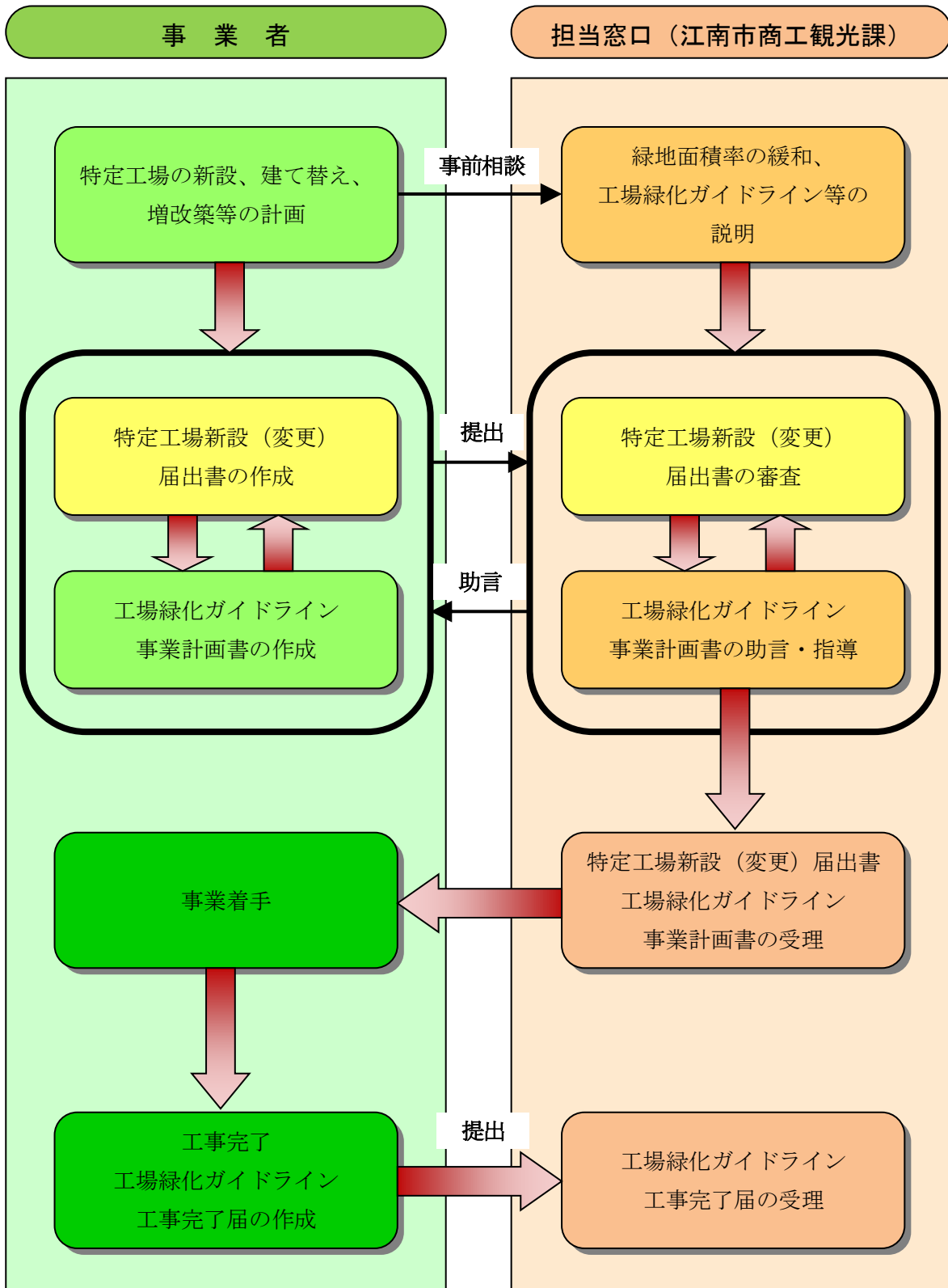
景色の中に緑が見える量をいいます。国土交通省の行った調査（※）では、緑視率が25%以上となると、緑が多いと感じる人の割合が高くなり、また、緑視率が高まるにつれ、「潤い感」、「安らぎ感」、「さわやかさ」などの心理的効果が向上する傾向が見られたという結果が出ています。

※～真夏の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について（H17）

4 ガイドラインに関する手続き

(1) 手続きフロー

特定工場の新設や、既存の特定工場の建て替え、増改築などを検討される際には、江南市役所の経済環境部商工観光課までご相談ください。



(2) 工場緑化ガイドライン事業計画書

特定工場の新設や変更を行う場合は、工場立地法の規定により「特定工場新設（変更）届出書」等の提出が必要となりますが、その際に「工場緑化ガイドライン事業計画書」（7ページ）及び「樹林地整備計画書」（9ページ）を併せて提出してください。

また、工事が完了しましたら、「工場緑化ガイドライン工事完了届」（11ページ）を提出してください

様式1

工場緑化ガイドライン事業計画書

年 月 日

江 南 市 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

1 樹林地整備計画

別添の樹林地整備計画書（様式2）のとおり

2 緑積及び緑視率に配慮した点

3 維持管理計画

維持管理の方法	
維持管理責任者	

様式1 (記入例)

工場緑化ガイドライン事業計画書

年 月 日

江 南 市 長

本社所在地 江南市赤童子町大堀90番地
会社等の名称 江南工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 江南太郎

1 樹林地整備計画

別添の樹林地整備計画書(様式2)のとおり

2 緑積及び緑視率に配慮した点

沿道部に高木を集中的に植栽したほか、〇〇棟に壁面緑化を施した。
玄関前に大型プランターを4基設置した。

3 維持管理計画

維持管理の方法	維持管理計画を作成し、日常的な維持管理に努めます。
維持管理責任者	〇〇部〇〇課長 江南健太 (連絡先) 0587-〇〇-XXXX

様式2

樹林地整備計画書

施設番号	緑地面積	植栽計画		樹木の種類等
		高木 (本)	低木 (本)	
合 計				

様式2 (記入例)

樹林地整備計画書

施設番号	緑地面積	植栽計画		樹木の種類等
		高木 (本)	低木 (本)	
リー1	50 m ²	2	20	サクラ(高)、ツツジ(低)
リー2	70 m ²	6	30	クロガネモチ(高)、 ツツジ(低)
合計	120 m ²	8	50	

様式3

工場緑化ガイドライン工事完了届

年 月 日

江 南 市 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けで提出した事業計画書に基づき実施した工事について、
以下のとおり届け出ます。

(写真①)

(写真②)

※本届出は、電子メール等にてご送付ください。

※写真が多い場合はこのページをコピーし、貼り付けてください。

5 参考資料

○江南市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成28年3月24日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合(以下それぞれ「緑地面積率」及び「環境施設面積率」という。)は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない区域	100分の5以上	100分の10以上

2 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第4条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第5条 特定工場における環境施設の配置は、住宅地との隣接部分等の周辺部に、当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定の例による。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年9月30日条例第39号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

江南市 工場緑化ガイドライン

<お問合せ>

江南市経済環境部商工観光課 商工・企業誘致グループ

T E L 0587-54-1111 (代表)

E-mail shoko@city.konan.lg.jp